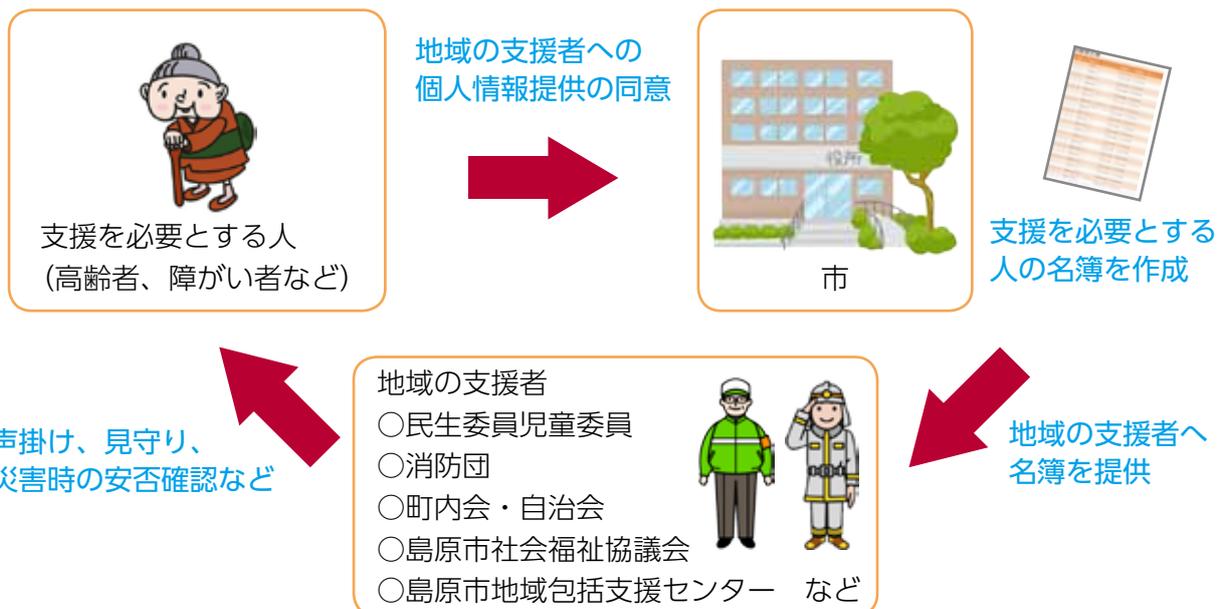


「島原市あんしん支え合い活動」が始まります

市では安全で安心して暮らせるまちづくりを目指すため、高齢者や障がい者など支援を必要とする人の名簿を作成し、その情報を民生委員児童委員や消防団などと共有して、平常時の見守り活動や災害時における安否確認、避難支援をしていく活動を始めます。

なお、名簿は、登録者本人の同意を得た上で作成し、地域の支援者に提供します。

島原市あんしん支え合い活動（イメージ図）



▶名簿登録対象者

世帯全員が次の①～③のいずれかに該当し、日ごころからの見守り活動や災害時の支援に役立てるため、「地域の支援者」へ個人情報を提供することに同意した人

- ① 75 歳以上の人
- ② 要介護 3 以上の人
- ③ 次の障害者手帳を有する人
 - ・身体障害者手帳（第一種 1 級、第一種 2 級）
 - ・療育手帳（A 1、A 2）
 - ・精神障害者保健福祉手帳（1 級）

※施設や病院に長期入所・入院している人は対象となりません

▶名簿の登録方法

福祉課または有明支所に備え付けの登録申出書に必要事項を記入の上、申し込んでください

※すでに登録申出をした人は、提出する必要はありません

※対象者以外で、上記①～③に準じる人のうち、名簿への登録を希望する人は相談してください

▶地域の支援者（名簿を活用する団体）

- 民生委員児童委員
- 消防団
- 町内会・自治会
(見守り活動などを行う町内会・自治会のみ)
- 島原市社会福祉協議会
- 島原市地域包括支援センター など

※名簿を提供する団体には、市が個人情報の適切な管理について研修会を実施します

▶注意事項

- ①名簿登録は強制ではありません
- ②名簿登録により、災害時の避難支援などが受けられることを保障するものではありません。また、地域の支援者は法的な責任や義務を負うものではありません（災害時は地域の支援者も被災者となる場合があります。支援者は自身および家族の安全確保を行い、状況に応じて支援活動を行います）
- ③名簿登録後、施設や病院などへの長期入所・入院または転居した人は、福祉課に連絡してください

▶申し込み・問い合わせ先 福祉課地域福祉班（☎ 63-1111 内線 277）